

# 兵庫県庁業務継続計画（BCP）改定に係るアドバイザー業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

兵庫県庁業務継続計画（BCP）改定に係るアドバイザー業務

## 2 業務目的

大規模な自然災害やテロ等が発生し、県民生活に深刻な影響を与える場合、県は災害対策本部を立ち上げ、応急対策や復旧・復興対策の主体として、市町とともに重要な役割を担う必要があるが、阪神・淡路大震災や東日本大震災等、過去の大規模災害等では地方公共団体自らが被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能、人的資源の制約等により、業務の継続を困難にした。

今後、高い確率で発生が予測される南海トラフ巨大地震や未知の感染症、あるいはその複合的な災害に対して最優先すべき応急業務を明確にし、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう、各種計画やマニュアル等を再整理し、令和3年4月に「兵庫県庁業務継続計画」（兵庫県庁 BCP（BCP=Business Continuity Plan））として策定した。

一方、県庁においては、テレワークをはじめとした新しい働き方や県庁舎の再編（県庁舎1、2号館の解体、職員の4割出勤を目指した勤務体制）の検討を進めているが、このような中においても大規模災害時の業務継続を確実に実施していかなければならない。

本業務は、これらの状況を踏まえたBCPの改定にあたり、専門的な知見や実績を有する事業者からの支援を得ることにより、兵庫県庁BCPを実態に即した実効性のあるものへと改定することを本業務の目的とする。

## 3 委託条件

### (1) 委託期間

契約締結日 ～ 令和7年3月31日（月）

### (2) 委託金額

1,800千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 業務内容

以下の(1)～(3)を踏まえ、兵庫県庁業務継続計画（BCP）改定の伴走型支援を実施するとともに、専門的な側面から都度計画に対して助言等の支援を行い、南海トラフ巨大地震による被害を前提とした、より実態に即した実効性の高い計画への改定支援を行う。

## (1) 現行 BCP 及びバックデータの確認、課題・検討項目の抽出

- (a) 令和 3 年 4 月に作成済みの「兵庫県庁業務継続計画」の内容確認を行うこと。
- (b) 改定が必要となった経緯を踏まえ、次に係る課題抽出や検討項目の洗い出しを行うこと。
  - ・被災自治体や他の自治体での実態を踏まえた項目
  - ・現行 BCP における課題及び検討が必要な項目
- (c) 県が実施した BCP 改定に向け内部で整理したデータ（業務リスト、フェーズごとの災害時における出勤人数及び必要執務面積 等）を確認するとともに、課題・検討項目を抽出し、助言・提言を行うこと。

## (2) アドバイザリー会議（仮称）に向けた支援

- (a) 県が有識者を交えて令和 6 年度に 3 回程度実施する現行 BCP 改定に向けたアドバイザリー会議（仮称）に同席し、会議で検討すべき項目について、4（1）の課題・検討項目及び各会議内容を踏まえ調査し、県に助言・提案を行うこと。
- (b) アドバイザリー会議で議論する「中間案」及び「最終案」の文案の監修等の策定支援、技術的助言を行うとともに、専門的見知から実効性を確認し、状況に応じて修正・追記等の助言を行うこと。
- (c) 会議の議論を踏まえ、BCP へ反映すべき項目について、適宜県に助言すること。  
また、BCP へ反映するための手法や反映した場合の影響等について、専門的見知から分析し、県へ助言・提案を行うこと。

## (3) 関連情報（南海トラフ巨大地震の被害想定、能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会 等）の BCP 反映への技術的助言及び確認

- (a) 委託期間中に内閣府が新たに発表する「南海トラフ巨大地震の被害想定」で示される被害状況等を踏まえ、BCP へ反映すべき内容について協議・助言を行うこと。
- (b) 県が実施する「能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会」での提言を踏まえ、BCP への反映支援・技術的助言を行うこと。
- (c) 県が実施する新しい働き方・県庁舎のあり方等の検討状況を踏まえ、BCP への反映支援・技術的助言を行うこと。
- (d) その他の BCP 改定に関わる情報について、県の情報提供に基づき、適宜技術的助言を行うこと。

## 5 業務体制

総括責任者（業務処理責任者）（1 名）・担当者（1 名以上）を置くとともに、下記①～

④に対応できる体制を構築すること。

- ①官公庁・自治体等の公的機関に対して、BCP 策定または改定業務に関するアドバイザー経験があること
- ②地震・津波災害だけでなく、気象災害や感染症対策、大規模テロ対策にも対応していること
- ③兵庫県内に営業拠点や業務実施拠点を有するもしくは必要に応じて兵庫県庁での打ち合わせや会議に参加可能であること
- ④6（2）に示すスケジュールに対応できる体制とすること

※1平成23年以降に日本国内で発生した震度6弱以上の地震により被災した自治体における震災後BCPの策定または改定業務支援経験があれば記載すること

※2技術士等のBCP策定に資する資格を有する技術管理者を置く場合は、記載すること

※3国際標準規格の認証を受けている場合は、記載すること

## 6 留意事項

### (1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託予定者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託予定者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により、仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

### (2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

※スケジュール案（下記日程を参考に進捗管理を行うこと）

6～7月：現行BCP及びバックデータの確認、課題・検討項目の抽出

7～8月：アドバイザー会議（1回目）における検討項目への助言

8月：アドバイザー会議（1回目：課題と検討方向）

8月～：アドバイザー会議（1回目）の結果を踏まえた中間案の策定支援等

10月：アドバイザー会議（2回目：中間案）

10～12月：アドバイザー会議（2回目）の結果を踏まえた最終案の策定支援等

1月：アドバイザー会議（3回目：最終案）

1～2月：アドバイザー会議（3回目）の結果を踏まえた修正支援等

適宜：県の相談に応じたBCP改定における技術的監修・助言

### (3) 委託料の支払い

- ① 委託料の支払いは、精算払いとする。ただし、受託者の実状によっては、協議のうえ前金払いも可能とする。
- ② 委託金の申請及び契約書の内容どおりの業務執行が認められない場合には、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額を変更する場合があるので、あらかじめ了解すること。

### (4) 成果品の利用、権利

- ① 本業務により新たに得られた成果は、原則として県に帰属する。また、受託者は本業務において創作した著作物に関して著作権者人格権を行使しない。
- ② 受託者が従前より権利を有する著作物のうち、本業務で利用した著作物については県が利用することを妨げない。ただし、次年度以降本業務が継続する場合は次年度以降の受託者は当該著作物を利用できない。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合は受託者の責任により対処する。

### (5) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

### (7) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

### (8) その他

- ① 受託者は、業務終了後 30 日が経過、又は令和 7 年 4 月 10 日のうち、早く到来する期限までに、兵庫県危機管理部総務課長へ実績報告を行う。

- ② 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと
- ③ この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。
- ④ 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、受託業務を行う上で疑義が生じた場合は、その都度県と協議することとする。